

令和7年度川西町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品又は役務等（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適用範囲

この方針は、本町すべての行政組織（以下「各部署」という。）が発注可能な物品等の調達に関して適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17

年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。）

イ 生活介護事業所

ウ 就労移行支援事業所

エ 就労継続支援事業所（A型・B型）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者優先調達推進法の法令に基づく事業所

ア 障害者優先調達推進法施行令第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

イ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象物品等

特に分野を限定することなく、障害者就労施設等が受注することが可能なも

のとする。

5 調達目標

令和7年度の調達目標を、次のとおりとする。

目標額 5万円以上

6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、以下のような方法を実施する。

(1) 情報の提供

障害者就労施設等からの調達提供可能な物品、役務提供等についての情報を収集し、各部署に対してその情報を提供する。

(2) 優先調達の依頼

障害者就労施設等からの物品等を優先的に調達するよう依頼する。

(3) 優先調達の検討

各部署は、調達等が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討する。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に関しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 方針の策定又は見直しを行ったときは、町ホームページ等で公表する。

(2) 調達実績は、会計年度終了後にとりまとめ、町ホームページ等で公表する。

8 方針の策定及び管理・運営

この方針の策定及び管理および運営は、福祉こども課で行う。